

お知らせします！

国の慰霊巡拝について

厚生労働省では、戦没者を慰霊するため、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施しています。また、旧ソ連では、強制抑留中に亡くなられた方々の埋葬地の慰霊巡拝を実施しています。

■日程等

下表のとおり。

	地 域	実施予定時期	期 間	全国の 予定人員	概算所要 額（円）	申込締切 （必着）		地 域	実施予定時期	期 間	全国の 予定人員	概算所要 額（円）	申込締切 （必着）
1	旧ソ連 ハバロフスク地方	8月20日(日) ～29日(火)	10日間	15人	270,000	受付終了	7	インドネシア(1班) ----- インドネシア(2班)	10月4日(火) ～13日(金)	10日間	15人	360,000 ----- 385,000	6月9日(金)
2	旧ソ連 イルクーツク州	8月27日(日) ～9月5日(火)	10日間	15人	300,000	受付終了	8	硫黄島（1次）	10月24日(火) ～25日(水)	2日間	100人	20,000	7月4日(火)
3	旧ソ連 クラスノヤルスク地方	9月3日(日) ～12日(火)	10日間	15人	280,000	受付終了	9	トラック諸島	10月26日(木) ～11月2日(木)	8日間	15人	338,000	6月13日(火)
4	旧ソ連沿海地方	9月24日(日) ～10月3日(火)	10日間	15人	230,000	6月13日(火)	10	硫黄島（2次）	平成30年 2月20日(火) ～21日(水)	2日間	100人	20,000	10月27日(金)
5	中国東北地方	9月5日(火) ～14日(木)	10日間	15人	200,000	受付終了	11	フィリピン(1班) ----- フィリピン(2班) ----- フィリピン(3班)	平成30年 2月14日(火) ～23日(金)	10日間	60人	220,000 ----- 240,000 ----- 300,000	9月22日(金)
6	東部ニューギニア(1班) ----- 東部ニューギニア(2班)	9月20日(火) ～27日(火)	8日間	20人	318,000 ----- 358,000	受付終了	12	マーシャル・ギルバート諸島(1班) ----- マーシャル・ギルバート諸島(2班)	平成30年 3月3日(土) ～11日(日)	9日間	10人	350,000 ----- 327,000	10月23日(月)

■対象

埼玉県在住で、戦没者の遺族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、子・兄弟姉妹の配偶者、甥、姪）

■費用

参加者負担となりますが、国から所要額のおおむね3分の1の補助があります。

■申し込み・問い合わせ

県福祉部社会福祉課（☎048・830・3286）

お知らせします！

敬老祝金の給付について

町では、長寿を祝福するため、9月下旬に敬老祝金を給付します。対象は、平成29年9月1日現在、引き続き1年以上寄居町に住所を有し、下記に該当する方です。

給付対象者	給付額
満77歳の方 （昭和14年9月3日～昭和15年9月2日生）	10,000円
満88歳の方 （昭和3年9月3日～昭和4年9月2日生）	20,000円
満99歳以上の方 （大正7年9月2日以前生）	30,000円

〈振込口座について〉

■新たに対象となる方

6月下旬に口座振込依頼書を郵送しますので、手続きをお願いします。

■過去に敬老祝金の給付を受けたことがある方

過去に給付を受けたときと同じ口座へお振り込みします。振り込み先を変更する場合は、口座振込依頼書を再度提出していただく必要がありますので、健康福祉課へお問い合わせください。

※口座振込依頼書の提出が遅い場合や、内容に不備があった場合は、振り込み時期が遅くなることがありますのでご了承ください。

■問い合わせ

健康福祉課（☎581・2121内線123・124）

戦没者等のご遺族の皆さんへ

特別弔慰金のご案内(第十回特別弔慰金)

平成27年4月1日から申請を受け付けている第十回特別弔慰金の申請期限は、平成30年4月2日までとなります。期限を過ぎると申請ができなくなりますのでご注意ください。

■第十回特別弔慰金とは

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において『恩給法』による公務扶助料や『戦傷病者戦没者遺族等援護法』による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、最先順位のご遺族お一人に支給されるものです。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■注意事項

※特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった方で、日本国籍を有していた方のことです。

○配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

○上記以外の三親等内親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった方に限ります）

■申し込み・問い合わせ

健康福祉課（☎581・2121内線121・122）

特別会計の収支状況

特別

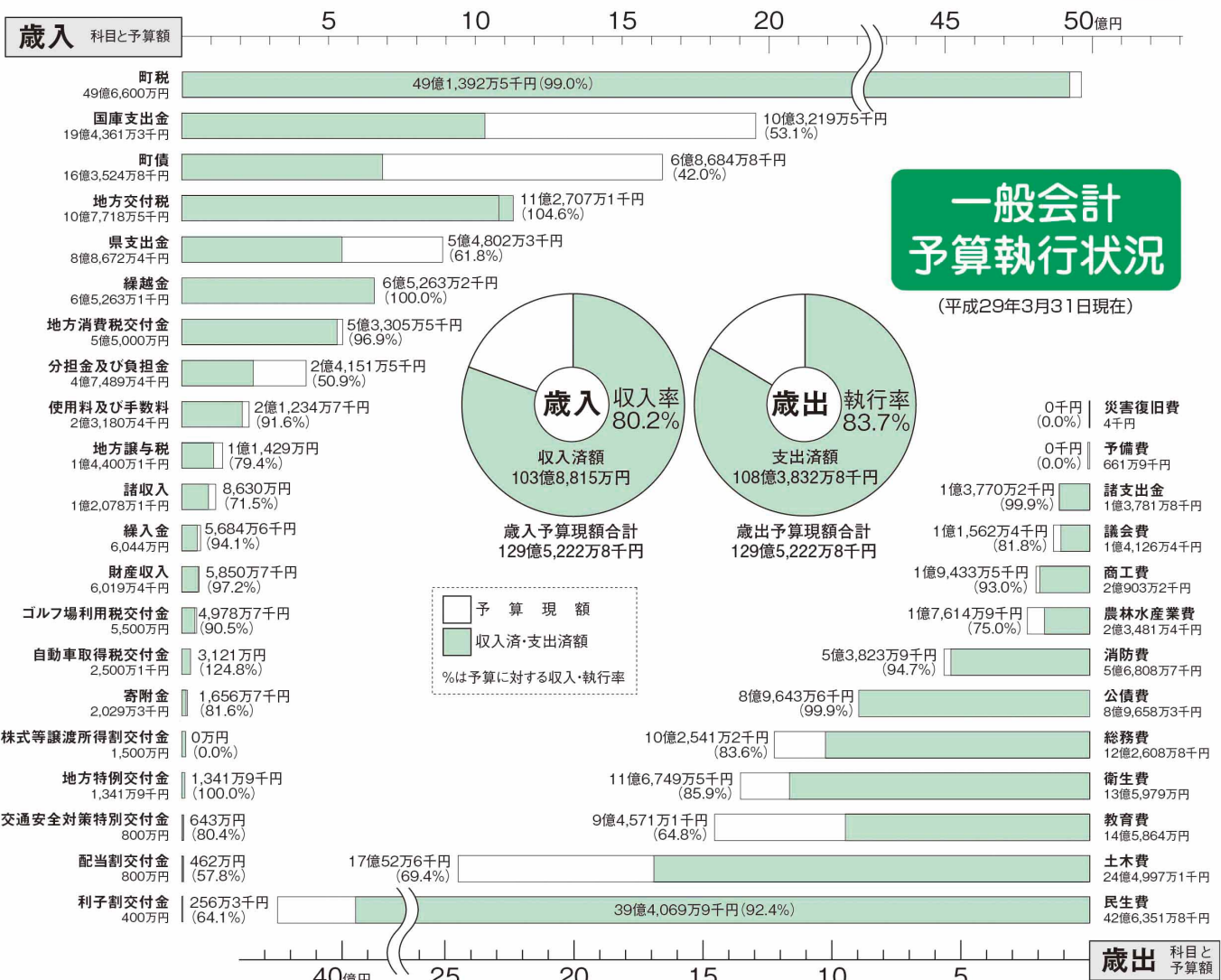
会計は、歳入の予算現額69億7,597万6千円に対して収入率99.5%、また、歳出は予算現額74億1,140万7千円に対して93.0%の執行率となっています。

歳入

区 分		予算現額	収入済額	収入率 (%)
国民健康保険		49億4,830万5千円	49億6,180万1千円	100.3%
後期高齢者医療		3億3,834万3千円	3億3,162万9千円	98.0%
下水道事業		5億6,013万4千円	5億952万5千円	91.0%
農業集落排水事業		9,982万円	9,688万円	97.1%
水道	収益の収入	10億1,718万4千円	10億2,824万7千円	101.1%
	資本の収入	1,219万円	1,527万6千円	125.3%
合 計		69億7,597万6千円	69億4,335万8千円	99.5%

歳出

区 分		予算現額	支出済額	執行率 (%)
国 民 健 康 保 険		49億4,830万5千円	47億5,771万7千円	96.1%
後期高齢者医療		3億3,834万3千円	3億2,047万3千円	94.7%
下 水 道 事 業		5億6,013万4千円	4億6,755万3千円	83.5%
農業集落排水事業		9,982万円	7,857万4千円	78.7%
水 道	収益の支出	8億9,079万5千円	8億1,660万4千円	91.7%
	資本の支出	5億7,401万円	4億5,523万1千円	79.3%
合 計		74億1,140万7千円	68億9,615万2千円	93.0%



※端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

公表

します！

町の財政事情

平成28年度下半期
平成29年10月～平成29年5月

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線321）

町では、6月1日に平成28年度下半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を町民の皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のもので、最終的な数値は決算でお知らせします。

一般会計予算の収支状況

一般

会計は、下半期に1億1,356万5千円の減額補正をした結果、前年度からの繰越額12億6,530万5千円を加えた最終予算額は129億5,222万8千円となりました。収支状況は次のとおりです。

歳入 103億8,815万円 [収入率80.2%]

歳出 108億3,832万8千円 [執行率83.7%]

一般会計 予算執行状況

（平成29年3月31日現在）